

整理番号		製品名	TRUSCO 精製水
作成改訂日	2019年11月27日	会社名	トラスコ中山株式会社

安全データシート(SDS)

1 化学品及び会社情報

製品の名称 : TRUSCO 精製水 20L JIS規格A1相当
製品の品番 : W20-A1
推奨用途、特長 : フォークリフトなどのバッテリー補充液、電解液の調整、鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の補水など。
電池工業会規格SBA S0404:1998を満たしており、イオン交換法により精製された精製水です。

会社名 : トラスコ中山株式会社
住所 : 〒105-0004 東京都港区新橋4丁目28番1号
担当部門 : 東京商品部 PB品質保証課
発行連絡先 : お客様相談室宛
電話 : 0120-509-849
FAX : 0120-509-839

2 危険有害性の要約

GHS分類 : 分類対象外

GHSラベル要素 : なし

注意喚起語 : なし

危険有害性情報 : なし

注意書き : なし

3 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分 : 単一製品

成分及び含有量(wt%)

物質名	化学式又は構造式	CAS No.	含有量(wt%)
精製水	H ₂ O	7732-18-5	100

4 応急措置

吸入した場合 : 特になし
皮膚に付着した場合 : 特になし
目に入った場合 : 特になし
飲み込んだ場合 : 特になし

5 火災時の措置

消火剤 : 特になし(不燃性の為)
特有の消火方法 : 特になし(不燃性の為)
消火を行う者の保護 : 特になし

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項 : 特になし
環境に対する注意事項 : 特になし

整理番号		製品名	TRUSCO 精製水
作成改訂日	2019年11月27日	会社名	トラスコ中山株式会社

除去方法 : 特になし

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 特になし

注意事項 : 特になし

安全取扱い注意事項

: 容器を強く持ってキャップを開けると、液が飛び出すことがありますので、注意して下さい。

保管

適切な保管条件 : 容器は密閉し、直射日光の当たる場所や温度40℃以上及び0℃以下になる場所を避け、換気の良い場所で保管すること。

8 暴露防止及び保護措置

設備対策 : 特になし

保護具

呼吸器用の保護具

: 特になし

手の保護具 : 特になし

目の保護具 : 特になし

皮膚及び身体の保護具

: 特になし

適切な衛生対策: 特になし

9 物理的及び化学的性質

形状	: 常温の液体
色	: 無色透明
臭い	: 無臭
pH	: 5.0~7.0
融点(℃)	: 0℃
凝固点(℃)	: 0℃
沸点・初留点及び沸騰範囲(℃)	: 100℃
引火点(℃)	: なし(不燃性)
蒸気圧(KPa)(20℃)	: 2.3KPa
蒸気密度	: データなし
比重(相対密度)	: 1.00
溶解度	: 水に準じる
n-オクタノール/水分配係数	: データなし
自然発火温度	: なし(不燃性)
分解温度	: データなし
粘度(粘性率)	: データなし

10 安定性及び反応性

反応性 : 通常取り扱いにおいて安定。

化学的安定性 : 通常取り扱いにおいて安定。

危険有害反応可能性

: 特になし

整理番号		製品名	TRUSCO 精製水
作成改訂日	2019年11月27日	会社名	トラスコ中山株式会社

避けるべき条件 : 特になし
 混触危険物質 : 特になし
 危険有害な分解生成物
 : 特になし

11 有害性情報 記載すべき有害性なし

12 環境影響情報 記載すべき有害性なし

13 廃棄上の注意

残余廃棄物の廃棄方法

: 有害性なしの為、そのまま流して廃棄する。

汚染容器・包装の廃棄方法

: 使用後の空容器及び包装の廃棄は、内容物を完全に除去してから、
 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14 輸送上の注意

国内規制

陸上輸送 : 規制なし

海上輸送 : 規制なし

航空輸送 : 規制なし

国際規制

国連番号 : 非該当

品名(国連輸送名)

: 非該当

国連分類 : 非該当

容器等級 : 非該当

海洋汚染物質

: 非該当

15 適用法令

【労働安全衛生法】 : 非該当

【化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律】

: 非該当

【化学物質管理促進法 (PRTR法)】

: 非該当

【毒物及び劇物取締法】 : 非該当

【消防法】 : 非該当

【高圧ガス保安法】 : 非該当

【大気汚染防止法】 : 非該当

整理番号		製品名	TRUSCO 精製水
作成改訂日	2019年11月27日	会社名	トラスコ中山株式会社

- 【水質汚濁防止法】 : 非該当
- 【水道法】 : 非該当
- 【土壌汚染対策法】 : 非該当
- 【海洋汚染防止法】 : 非該当
- 【廃棄物処理法】 : 非該当
- 【輸出貿易管理令】 : 非該当
- 【各種国際条約】 : 非該当

16 その他の情報

参考文献

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、

化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS提供制度(経済産業省、厚生労働省)

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データにもとづいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。この情報は新しい情報を入手した場合、追加又は改訂されることがあります。又、注意事項は通常の取扱いを対象にしたものですので、特別な取扱いをする場合には、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。